

第4章

施策の展開

本章の内容

本章では、第3章に掲載した7つの施策について、施策ごとに、「現状と課題」「施策の方向性」「主な取組」を掲載しています。

また、本計画から新たに開始する取組には【新規】、特に充実させる取組には【レベルアップ】、人材確保や広報を強化する取組には【人材・広報】と記載しています。

基本目標Ⅰ

地域で安心して生活するための活動を支援し、環境を整備します

施策1 福祉のまち推進事業による地域福祉活動への支援

施策2 住民等による地域福祉活動の推進

施策3 支えあいながら地域で生活するための環境整備

基本目標Ⅱ

地域生活の困りごとに寄り添う相談・支援体制を整えていきます

施策4 地域で生活するためのサービスや相談体制の充実

施策5 権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進

施策6 生活困窮者への支援体制の充実

基本目標Ⅲ

様々な地域の困りごとにみんなで連携して対応します

施策7 地域福祉推進のための連携の取組

基本目標 I

地域で安心して生活するための
活動を支援し、環境を整備します

施策 1

福祉のまち推進事業による地域福祉活動への支援

施策 2

住民等による地域福祉活動の推進

施策 3

支え合いながら地域で生活するための環境整備

施策1 福祉のまち推進事業による地域福祉活動への支援

【現状と課題】

本市では、地域における支え合い活動を活性化させるため、平成7年（1995年）から区社会福祉協議会を実施主体として「福祉のまち推進事業」（以下「福まち」とする。）を行っており、令和7年（2025年）で事業開始から30年を迎えます。

この事業では、市内89か所に設置された「地区福祉のまち推進センター」（以下「地区福まち」とする。）を中心に、地域住民の参加による高齢者等の見守り活動やサロン活動などの様々な地域福祉活動が行われています。

近年、新型コロナウイルス感染症により、福まち活動も様々な制約を受けましたが、各地区ではそれぞれ工夫や努力により高齢者等の見守り活動などが継続されてきました。新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、日常生活も徐々に取り戻されてきている中、福まち活動を再び盛り上げて、地域のつながりを取り戻す必要があります。

また、感染症等により地域活動が停滞することがあった際にも見守り活動を継続できるような対応を検討するなど、地域福祉活動を将来的に持続可能なものとしていかななくてはなりません。

そのため、地域において支援を必要とする方が今後も増えていく中、地区福まちに対する、運営面での支援、核となる人材の育成や、新たな担い手の確保に向けた支援、見守り活動におけるデジタルツールの活用検討などに取り組む必要があります。

【施策の方向性】

- ・地域で困りごとを抱える人を速やかに発見し、必要な支援へとつなぐことができるように、単位町内会など小地域を単位とした見守り活動を充実・拡大していきます。
- ・地区福祉のまち推進センターが、見守り活動の中で把握した課題の解決に向けて、地域において調整役を担うことができるように取組を進めます。
- ・福まち活動における新たな担い手の確保のために、若年層の参加促進や広報策を検討していきます。

【主な取組】

(1) 見守り活動や日常生活支援活動の推進

高齢者等の見守り活動は、孤立を防ぐとともに、困りごとを抱えている人を速やかに発見し、必要な支援につなげることのできる福まちの重要な活動です。また、福まちではゴミ出しなど日常生活の様々な支援活動も行われております。

こうした顔の見える単位町内会圏域での支え合い活動を組織的に展開していくため、各種研修の実施や関連する手引書の作成等の支援を通じて、福まち活動を推進します。

(2) サロン活動の推進

地区福まちや単位町内会では、高齢者や障がいのある方の孤立を防ぎ、健康リスクを低減し、生きがいづくりにつながるサロン活動や子育てサロンを展開しております。

こうしたサロン活動の取組を推進するため、サロン開催への支援や、サロンの内容充実を図るための研修を行います。

また、1-(1)「見守り活動や日常生活支援活動の推進」と併せて、新型コロナウイルスの影響により停滞した地域福祉活動のリスタートを目指していきます。

(3) 地区福祉のまち推進センター及び活動者への支援【人材・広報】

地区福まちは、地域の住民による支え合い活動のボランティア組織です。本市は、地区福まちが各地区の実情に応じた様々な活動を展開できるよう、本市社会福祉協議会と連携して、活動費の助成や65歳以上世帯名簿の提供、研修やフォーラムの実施、他都市の先進的なデジタル活用の取組を紹介するなどの支援を行います。

また、新たな担い手の確保につながるように、子供向けのイベントなど、子育て世代の参加を促す取組を増やすことや、活動可能な時に参加してもらう方法の検討などを行い、参加しやすい環境づくりの実施を支援します。

さらに、福まち活動を周知する効果的な広報の手法等を検討・実施していきます。

(4) 課題調整の中核を担う活動者の育成

地区福まち活動を充実させていくためには、福祉推進委員会や福祉活動に取り組む単位町内会等への支援、地域で発見された課題を地域の中で解決するための調整力を強化していく必要があります。

そのため、町内会や福祉推進委員会の見守り活動に対し助言を行ったり、困りごとを抱える人を速やかに関係機関につなぐといった、福まち活動におけるコーディネート役となる福まち活動調整員の育成に取り組んでいます。

今後も、この取組がより多くの地区へ広がっていくよう、コーディネート機能の理解促進を目的とした研修や養成講座を行います。

施策2 住民等による地域福祉活動の推進

【現状と課題】

困りごとを抱えた世帯が地域で安心して生活するためには、福祉サービスの提供だけではなく、地域に暮らす個人や地域の団体、関係機関、企業等の事業者など、多様な主体による地域福祉活動が重要な役割を果たします。

また、地域福祉活動においては、支える側・支えられる側に分かれることなく、それぞれが可能な範囲で地域社会に参加し、つながり、支えていくことが重要です。

本市では、これまでもボランティア活動の推進など、地域住民が主体的に地域福祉活動に参加しやすい環境の整備を進めるとともに、関係機関や事業者との連携の取組を進めてきました。

また、近年、地域福祉活動の担い手の固定化や高齢化が進んでいることから、例えば、将来の地域を担うことになる小中学生を中心とした若い世代に対する福祉教育への継続的な支援や、実際に地域で行われている地域福祉活動の内容のPRなど、より多くの地域住民に地域福祉活動に参加してもらうためのきっかけづくりに取り組むことが必要です。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により、ボランティア活動等へ参加する機会が減少する状況が続いていましたが、地域で支援を必要とする人の増加に対応していくためにも、多様な主体が地域福祉活動に参加して、地域福祉の推進に取り組んでいくことができるような環境づくりを進めていくことも必要となります。

【施策の方向性】

- ・子どもから高齢者まで、全ての市民が自分の住む地域に関心を持つことができるように意識啓発や広報、福祉教育等を充実させます。
- ・地域福祉活動に興味を持った人を実際の活動へつなげるため、ボランティアに関する研修や体験事業を行うとともに、活動に関する相談や調整の取組を充実させます。
- ・支える側、支えられる側と一律に分けて考えることなく、それぞれが自

分にできる活動に参加してみる意識を醸成し、多様な活動を推進していきます。

- ・地域福祉活動を支えるボランティア団体やNPOの取組を支援します。
- ・地域福祉に関心のある市民の多様な参加を推進するため、寄付の文化を育みます。
- ・地域における身近な相談役である民生委員・児童委員の活動が円滑に行われるように支援します。

【主な取組】

(1) 地域福祉活動の情報提供、普及啓発〔人材・広報〕

地域福祉活動を知るきっかけや参加の機会を創出するため、広報誌やホームページなどを積極的に活用し、地域で実践されている福祉活動を広く市民に周知します。

(2) 多様な主体や方法による地域福祉活動の推進〔人材・広報…事業者等による見守り事業、福祉除雪事業〕

本市と協定を締結した事業者による高齢者等の見守り活動である「事業者等による見守り事業」、見守り協定の締結事業者や福まち活動者や民生委員・児童委員が地域の見守り体制構築に向けた情報共有を行う「地域見守りネットワーク会議」、地域住民や事業者等の協力員によって自力での除雪が困難な方の自宅の出入り口部分などを除雪する「福祉除雪事業」など、多様な主体がそれぞれできる範囲で役割を持ち、様々な地域福祉活動に参加してもらえるよう支援を行います。

また、介護サポーターとして登録した高齢者が対象の介護施設等でボランティア活動を行った際、その活動に応じて換金可能なポイントを付与する「介護サポートポイント事業」の実施等、様々な方法により市民の地域福祉活動を推進します。

なお、「事業者等による見守り事業」や「福祉除雪事業」等について、新たな活動者を確保していくために広報の強化や事業のPRによる参加の呼びかけを強化してまいります。

(3) ニーズや対象に合わせた学び・体験の充実

地域福祉活動への参加のきっかけとなるよう、幅広い世代のニーズや対象に合わせて研修や講座、体験事業を行います。

次代を担う子どもが福祉に触れる機会を増やし、他人を思いやり、支え合うという意識を育てるため、ボランティア活動等に関する小学校高学年向けの副読本と教員への参考資料を作成配布するなど福祉教育の推進に関わる取組を支援します。

併せて、地域福祉活動への参加のきっかけとなるボランティア体験事業や研修の実施等、幅広い世代のニーズに合わせた学びや体験を提供し、地域福祉活動の担い手の育成を図ります。

(4) ボランティア団体、NPO、地域福祉関係団体への支援

市民が地域福祉活動に積極的に取り組むことができるよう、ボランティア団体やNPOへの「地域福祉振興助成金¹」の交付をはじめとして、地域活動の推進を支えている団体（ボランティア連絡協議会、老人クラブなど）に対する財政面での支援を継続します。

(5) 各種ボランティアの養成

地域で認知症の方とその家族を見守る「認知症サポーター」や、日常生活の中で高齢者などの見守りを行う「地域見守りサポーター」、サロンや講座への参加時の見守り・託児などにより子育て家庭を応援する「子育てボランティア」など、様々なニーズに即したボランティアの養成を進めます。

(6) ボランティア活動センターの運営

ボランティア活動センターでは、ボランティア活動に対する市民の理解を深め、その参加を促進するため、情報を収集し提供するとともに、相談や調整を行います。

¹【地域福祉振興助成金】札幌市地域福祉振興基金の運用益を活用し、地域福祉の振興に資する活動を行う団体に対して、一定の要件のもと、その活動費の一部を助成するもの。

また、ボランティア活動者に対する研修や、ボランティア活動を始めるきっかけとなる研修等を幅広く行います。

(7) 寄付文化の醸成

本市では、市民からの寄付を原資として地域福祉振興基金を造成し、福祉のまち推進事業や福祉除雪事業等の市民の主体的な地域福祉活動を推進する事業に充てています。

より多くの市民にこうした活動に関心を持っていただき、継続的な支援を行っていただけるよう、地域福祉振興基金の普及啓発を図るとともに、赤い羽根共同募金等を推進する関係団体と連携して寄付文化の醸成を図ります。

(8) 民生委員・児童委員活動の支援【人材・広報】

本市では、民生委員・児童委員に70歳以上名簿の調査、ひとり暮らしの高齢者等の巡回相談や知的障がい者の見守りなどを依頼しており、民生委員・児童委員がこうした活動を円滑に進めるために、必要な情報提供などの支援を行います。

また、民生委員児童委員協議会が行う民生委員活動に必要な知識や技術の習得を目的とした研修会等に対して支援を行います

加えて、新たな担い手の確保のために、民生委員活動の負担軽減や広報の強化に取り組んでいきます。

施策3 支え合いながら地域で生活するための環境整備

【現状と課題】

本市では、平成10年（1998年）12月に制定した「福祉のまちづくり条例」に基づき、公共的施設のバリアフリー化を進めてきました。

高齢者や障がいのある方を含めだれもが、地域で安心して生活するためには、建築物や交通機関、道路、公園など公共的施設のバリアフリー化はもちろん、制度的障壁（バリア）や文化・情報面での障壁、意識上の障壁を解消することも重要となります。

さらに、高齢者や障がいのある方のための福祉用具や介護者の負担を軽減するための介護用品についても、毎日の生活を自分らしく過ごすための環境づくりにつながるものであるため、引き続き、普及啓発に努める必要があります。

また、地域で安全・安心に暮らしていくためには、日頃の見守りや声かけといった取組に加えて、地域での防災活動や災害が発生したときの助け合い活動が重要になります。

国では、平成23年（2011年）の東日本大震災を教訓として、平成25年（2013年）に災害対策基本法の改正が行われ、市町村に避難行動要支援者²名簿の作成が義務付けられました。

本市でも、大きな災害が発生した時に自分の力だけでは避難することができない高齢者や障がいのある方など（要配慮者³）の避難支援を町内会や地区福祉のまち推進センターなど地域ぐるみで進めていくため、平成20年度（2008年度）から、取組を行う地域団体への支援を行っています。

また、平成27年（2015年）からは、避難行動要支援者名簿を作成し、要配慮者避難支援に取り組む団体へ名簿情報の提供を開始しています。名簿情報は、要配慮者支援に取り組む団体からの申請に基づき、名簿に掲載

²【避難行動要支援者】要配慮者のうち、特に支援を要する方。

³【要配慮者】災害の発生やそのおそれがある場合、安全な場所への避難行動や避難場所での生活において大きな困難が生じ、周りの人の手助けを必要とする方。

される本人の同意を得た上で、申請した団体へ提供していますが、新型コロナウイルス感染症の影響による地域活動の停滞などもあり、取組は十分には広がっていません。

さらに令和3年（2021年）の災害対策基本法の改正では、避難行動要支援者名簿掲載者の個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされたことから、本市においても今後対応が求められます。

北海道胆振東部地震や全国的に発生している大雨による洪水被害等により、市民の防災意識は高まっており、これらの取組をより推進し、災害時に強い地域づくりを進めていく必要があります。

【施策の方向性】

- ・市民や事業者、行政等が相互に協力し、誰もが自分の住みたい地域で安心して暮らし続けることができる生活基盤の整備を進めます。
- ・災害時要配慮者に対する避難支援の取組を推進します。
- ・災害に備え、安心して暮らしていけるよう、防災体制を強化するとともに、関係機関と緊密に連携します。
- ・災害発生時における、ボランティアの円滑な受け入れ体制や医療体制の整備を進めます。

【主な取組】

(1) 福祉のまちづくり条例に基づく各種事業の実施【新規…民間公共的施設バリアフリー補助事業】

高齢者や障がいのある方などの社会参加を促し、誰もが安心して快適に暮らすことのできる福祉のまちづくりを進めるため、市民への啓発や情報の周知を通して、偏見や無理解といった心のバリアの解消に努めます。

そのために、「札幌市福祉のまちづくり推進会議」を設置し、市民や事業者の皆様から幅広い意見をいただき、ともに考えながら、福祉のまちづくりを総合的に推進します。

また、本市が行う一定の要件を満たす新增改築工事について、高齢者団体と障がい者団体の協力を得て、当事者の視点を取り入れたバリアフリーチェックを行っていきます。

さらに、民間の公共的施設のバリアフリー改修費用を補助することによって、バリアフリー化を促進していきます。

(2) 福祉用具、介護用品の普及啓発

高齢者や障がいのある方などの在宅生活を支援する福祉用具や介護用品を広く普及啓発するため、これらの展示や利用体験を行います。

(3) 自主防災活動の推進

大規模災害時における地域での災害への対応力を高めるため、基礎的コミュニティである単位町内会に対し、防災資機材を助成するなど自主防災活動を支援します。

(4) 要配慮者避難支援対策事業の推進

避難行動要支援者名簿を、本人の同意を得た上で、災害時の避難支援の取組に活用を希望する地域の団体に提供し、地域での防災活動を推進していきます。

また、先進的な取組事例等を各地域に広く発信していくことで、名簿を活用し避難支援に取り組む団体の拡大を図っていきます。

(5) 個別避難計画作成の推進【新規】

避難行動要支援者名簿に掲載されている方のうち、災害危険区域に居住する、重度の要介護者や障がいのある方を対象とした個別避難計画作成について、行政が主体となり、令和6年（2024年）のモデル地区での実施を経て、取組を進めます。

(6) 要配慮者二次避難所（福祉避難所）の運営体制整備

高齢者や障がいのある方、難病患者、妊産婦、乳幼児等で、一般避難所での生活が困難な方のために要配慮者二次避難所（福祉避難所）の開設・運営に向けた準備を進めます。

また、学生等ボランティアの派遣や人員や物資の輸送等について協定を締結している大学・関係機関と連携して、福祉避難所の円滑な運営を支援する体制づくりを進めていきます。

(7) 災害ボランティアセンターの体制整備

大規模災害時に設置される災害ボランティアセンターの円滑な開設・運営に向けた準備を運営主体となる札幌市社会福祉協議会と連携して進めます。

(8) 災害医療体制の充実・強化【レベルアップ】

北海道胆振東部地震におけるブラックアウト等の経験を踏まえて、在宅酸素患者や透析患者など、医療的な支援を要する患者に対する災害時の医療提供体制を整備していくとともに、医療機関や医師会等との訓練を実施することによって、本市の災害医療体制の充実・強化を図っていきます。

基本目標Ⅱ

地域生活の困りごとに寄り添う

相談・支援体制を整えていきます

施策 4

地域で生活するためのサービスや相談体制の充実

施策 5

権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進

施策 6

生活困窮者への支援体制の充実

施策4 地域で生活するためのサービスや相談体制の充実

【現状と課題】

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、介護サービスや在宅生活を支援するサービスなど必要な福祉サービスを適切に利用できる環境が必要です。

また、高齢化の進行などによって、地域生活に暮らしにくさや困りごとなど課題を抱えた方が増えてきており、困りごとにも複雑化・複合化してきています。

本市では、こうした支援を必要とする方が地域で自立した生活を送ることができるよう、各区役所において高齢者・障がいのある方・子どもを対象とした保健福祉に関する相談支援体制を整備してきました。

また、区役所以外の相談窓口として、社会福祉協議会、生活就労支援センター（ステップ）、地域包括支援センター⁴、介護予防センター⁵、障がい者相談支援事業所⁶等で、支援ニーズに応じた相談や情報提供等が行えるよう、専門的な相談支援体制の充実・強化を図っています。

今後はさらに、複合的な課題や制度の狭間の課題を抱えた世帯などに対応するため、各分野での行政と関係機関との連携・協働の強化と、庁内関係部署の組織横断的な取組が求められています。

【施策の方向性】

- ・必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅福祉に関するサービスの充実を図ります。
- ・きめ細かい相談支援を受けることができる体制を充実させるとともに、市民にわかりやすい情報発信に努めていきます。

⁴【地域包括支援センター】介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

⁵【介護予防センター】地域包括支援センターと連携して、地域の高齢者とその家族への総合的な相談支援や、地域の福祉活動と連携した介護予防事業を実施することにより、介護予防の普及・啓発を行う機関。

⁶【障がい者相談支援事業所】障がいのある方や家族からの地域生活に関する全般的な相談に応じ、福祉サービス等の情報提供や関係機関との連絡調整などを行う機関。

- ・複合的な課題や制度の狭間等の課題を抱える世帯などに対応するため、専門機関や住民組織を包括的に結びつけるような取組を推進します。
- ・福祉サービスが利用者に適切に提供されるよう、社会福祉施設や介護保険サービス事業所等の各種専門職の人員確保や資質向上、事業所の情報提供に努めます。

【主な取組】

(1) 在宅生活を支援するサービスの充実

心身に不安を抱えるひとり暮らしの高齢者等の住宅に専用の通報機器を設置し、24時間365日体制で各種相談・緊急通報に対応する「高齢者あんしんコール事業」、徘徊で行方不明となった認知症高齢者を道警が主体となり、地下鉄等の公共交通機関、郵便局、ラジオ局等の協力を得て捜索する「札幌市徘徊認知症高齢者SOSネットワーク」、生活ごみを自分で出すことが難しい方が身近な人や地域活動による支援が受けられない場合にごみの排出支援を行う「札幌市要介護者等ごみ排出支援事業（さわやか収集）」などの在宅生活の継続を支援する事業を行います。

また、「生活支援体制整備事業」では高齢者の生活支援の基盤整備のために配置された生活支援コーディネーターが、住民主体の活動の推進や、多様な主体との連携による地域の支え合い体制を推進します。

(2) 相談支援機関の充実 [レベルアップ…地域包括支援センターの機能強化事業、障がい者相談支援事業、自殺総合対策事業、ひきこもり対策推進事業] [新規…区子ども家庭支援体制強化事業、複合的な福祉課題等を抱えた市民に対する支援体制の構築]

地域包括支援センター、介護予防センター、障がい者相談支援事業所等、身近な地域での相談支援機関による、困りごとを抱えた方への対応を引き続き進めます。

「地域包括支援センターの機能強化事業」では団塊ジュニアが高齢者

となる 2040 年を見据え、フレイル⁷改善及び、チームオレンジ⁸を推進し、認知症支援を強化する専門員の配置や、専門職員の処遇改善等を実施していきます。

「障がい者相談支援事業」では障がいのある方やその家族の地域生活を支えるため、生活の困りごとに対する相談などを行う障がい者相談支援事業所の相談体制の強化と相談員の処遇の改善を行います。

その他に、虐待や自殺、ひきこもりなど特定の課題への相談対応も引き続き行います。

「自殺総合対策事業」では人材育成や、相談支援事業、各区における地域密着型事業を実施するほか、今後、若年層の自殺防止対策を強化していきます。

「ひきこもり対策推進事業」については、ひきこもり地域支援センターを活用し、ひきこもり支援を実施するとともに、相談体制の強化を目指した取組や利用者のニーズ把握に向けた取組を行っていきます。

「区子ども家庭支援体制強化事業」として、妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援を行うため、令和4年改正児童福祉法で新設された「こども家庭センター」を全区役所に設置します。

なお、各相談支援機関では、医療や法律等の他の専門機関、行政と必要に応じて連携を図り、支援を行っています。

また、8050 問題やひきこもり、孤独・孤立の問題を抱える世帯への支援体制強化のため、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、ひきこもり地域支援センター、生活就労支援センター（ステップ）等の相談支援機関同士の連携による取組を進め、事例検討や合同出張相談会等を実施していきます。

⁷【フレイル】健康な状態と要介護状態の中間の段階。

⁸【チームオレンジ】本人・家族のニーズと認知症サポーター養成講座を受講した認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み

さらに、複合的な福祉課題等を抱えた市民に対する支援体制の構築として、令和4年（2022年）度からモデルとなる区役所に庁内関係部署との調整を担う支援調整課を設置しました。

制度の狭間の課題や複合的な課題を抱えた世帯に対する、子ども、障がい、高齢者などの属性を問わない支援体制の構築に向け、組織横断的に対応する取組を推進していきます。また、区社協を通じて複合的な支援を必要とする世帯の掘り起こしをするなどアウトリーチも行います。

(3) 各種専門職の資質向上

介護保険制度を円滑に進めるための要となる介護支援専門員や、社会福祉施設職員等を対象とした研修を行い、福祉従事者の資質の向上を図ります。

(4) 事業者に関する情報提供

社会福祉法人等に対する情報公開の働きかけを継続し、法人・施設の適正な運営と透明性の確保を図ります。

また法人の公開した情報等を集約し、ホームページで公開するなど、市民にとってわかりやすい情報提供を進めていきます。

施策5 権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進

【現状と課題】

成年後見制度は認知症や知的障がいなどで判断能力が低下し財産の管理や日常生活に支障のある方を支えるための重要な手段であり、認知症高齢者や単身世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用に対する需要が増えていくものと考えられます。

しかしながら、成年後見制度の利用者数は増加傾向にはあるものの、認知症高齢者等の数と比較して少ない状況であることから、国では平成28年（2016年）5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、平成29年（2017年）3月には第一期、令和4年（2022年）3月には第二期となる「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

このような背景から、本市では令和3年（2021年）3月に「札幌市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、本計画に基づき、令和4年（2022年）3月に成年後見制度の利用促進に取り組むための中核機関となる札幌市成年後見推進センターを設置したところであり、広報や相談対応などを通じて、制度の周知を進めています。

しかしながら、高齢化の更なる進行や、それに伴う認知症高齢者の増加が見込まれることから、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズはより高まるものと考えられます。

このような状況を踏まえ、引き続き、関係団体、法律や福祉の専門職等との連携を重ね、成年後見制度の利用を促進するための取組を進めていく必要があります。

【施策の方向性】

- ・本市の成年後見制度の更なる利用促進に向け、制度の普及啓発を進め、正しい制度理解につながる取組を行います。
- ・成年後見制度等の利用が必要な人を、速やかに利用につなげるために、必要な支援を行います。
- ・権利擁護支援の担い手の確保や育成を行います。また、後見活動の支援を行います。

【主な取組】

(1) 地域連携ネットワークづくりに向けた取組〔レベルアップ〕

成年後見制度をはじめとした権利擁護が必要な人を早期に発見し、速やかに適切な支援につなげるためには、相談援助職⁹や相談支援機関¹⁰、法律の専門職等やその他関係団体が「地域連携ネットワーク」を構築し、連携して権利擁護支援に取り組む必要があります。

そのため、本市では関係団体等を構成員とする札幌市成年後見推進協議会を設置しており、連携体制の在り方等について、全市的な観点での協議を行っています。

今後は、個々の案件について円滑に対応するために、地域連携ネットワークを効果的に機能させ、中核機関である札幌市成年後見推進センターがネットワーク構築のためのコーディネートの役割を担い、本人にとって、より身近な関係機関同士の顔の見える関係性や連携が進むよう、つながりの構築に取り組めます。

(2) 制度周知の広報活動

ホームページの運営やパンフレットの配布を通じて、成年後見制度に関する広報活動を引き続き実施するほか、一般市民向けのセミナーや相談会を開催し、制度の更なる普及に向けた取組を行います。

また、制度利用が必要な方を早期に発見し、速やかに利用につなげるため、日常的に高齢者や障がいのある方と接する機会の多い、地域の相談援助職や相談支援機関などの福祉の専門職や、福まち活動者や民生委員・児童委員などの地域福祉活動の関係者も対象として、制度に関する研修や周知活動等を実施します。

⁹【相談援助職】介護支援専門員や相談支援専門員、住宅や施設の相談員など、本人に身近な立場で支援を行う担い手のこと。

¹⁰【相談支援機関】地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所など、地域の身近な相談窓口のこと。

(3) 制度利用につながる相談支援・体制整備

現在、札幌市成年後見推進センターでは、成年後見制度に関する一般相談や、相談者の状況に応じた個別的な内容に関する相談対応を行っています。

また、成年後見制度に関わる弁護士等の専門職団体の個別相談窓口や、地域の身近な相談窓口である地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所でも制度に関する相談対応が行われています。

今後はこのような相談対応に加えて、日常的な関わりの中で本人の状況に即した本人の意思決定支援や身上保護等が行われるよう、身近な親族や保健福祉・医療・地域の関係者が一体となり、チームとして関わる体制づくりを進めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業の実施

成年後見制度の利用が必用な状況でありながら、申立てをする親族がない方については、市長が後見等開始の審判の申立てを行います。

また、経済的な理由により成年後見制度が利用できないことがないよう、資産や収入等の状況に応じて、申立て費用や成年後見人等に対する報酬の助成を実施します。

(5) 日常生活自立支援事業の利用促進と成年後見制度への移行支援

札幌市社会福祉協議会では、権利擁護支援の一つとして、日常生活自立支援事業を実施しており、判断能力が十分ではない方が、相談、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービスなどの支援を受けられるよう、更なる利用促進に取り組みます。

さらに、認知機能の低下等の状況に応じて、日常生活自立支援事業から成年後見制度の利用へとスムーズな移行が行われるよう、札幌市成年後見推進センターと札幌市社会福祉協議会の連携を強化します。

(6) 後見人となる人材の確保・育成・支援 [レベルアップ…市民後見人に対するサポート体制の構築]

地域における身近な存在として、本人の意思をより丁寧にくみ取って後見活動を進めていくことができる市民後見人候補者を養成し、養成研修修了後も定期的にフォローアップ研修を行うとともに、実際に後見活動を行う際には受任者向けの勉強会を行います。これらの研修等では、後見活動に関する正しい知識の習得と、被後見人との適切な関係性について理解を深めることで、トラブル等の未然防止を目指します。

また、実際に活動中の市民後見人に対する適切なサポート体制を構築し、市民後見人が活躍できる機会を増やしていきます。

(7) 後見人に対する支援

被後見人の状況等を踏まえた後見活動がなされるよう、親族後見人に対し、専門職団体による相談に加えて、成年後見推進センターにおいても相談対応を行います。対応にあたっては、後見人が抱える悩みに応じて幅広く支援できるよう、支援内容の充実を図ります。

また、札幌家庭裁判所とも連携して親族後見人の相談窓口の周知に取り組みます。

加えて、専門職後見人への必要な情報提供等の支援や、個人で対応が困難なケースなどに対する法人後見実施団体との連携について検討していきます。

施策6 生活困窮者への支援体制の充実

【現状と課題】

生活保護受給者や非正規雇用労働者、低所得者が増加している背景を受け、様々な生活上の課題を抱える方の自立を支援するため、平成27年（2015年）4月に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

福祉事務所を設置する自治体は、同法に基づいて自立相談支援事業や住居確保給付金を核としながら、地域の実情に応じて就労準備支援事業や一時生活支援事業などの各種事業を組み合わせた包括的な支援の実施が求められています。

本市では、生活に困窮する方の自立に向けた相談支援機関として「生活就労支援センター（ステップ）」を設置し、長期間の離職や債務、住まいのことや家族関係、病気やひきこもりなど、様々な生活課題を抱えた方への包括的な支援を実施しています。

また、自立に向けては、就労に導く支援はもとより、その方の自己有用感や自尊感情の回復が不可欠です。地域や社会の中で居場所や役割を発見し、人とのつながりを実感することができるようにするためには、個人へのアプローチのみならず、働く場の開拓や様々な社会参加の場づくり、住民理解の促進等の取組が大切です。

令和2年（2020年）以降、新型コロナウイルス感染症に伴う経済活動の停滞により、生活困窮者の新規相談件数や住居確保給付金の相談件数や申請件数も増加しております。

今後も引き続き様々な支援機関などと連携を深め、生活に困窮する方が制度の狭間や地域の中で孤立することがないように取組を進めていくことが必要です。

【施策の方向性】

- ・生活に困窮する方の自立に向け包括的な支援体制を構築し、自立相談支援機関において一人ひとりの課題や状況に応じた支援プランの策定を行い、対象者に寄り添った支援を実施します。
- ・庁内外の様々な支援機関や住民組織と連携を深め、生活に困窮する方が

制度の狭間や地域の中で孤立することのないよう、早期発見の仕組みづくりや地域の中における支え合いの取組を推進します。

- ・生活に困窮する方の働く場や社会参加の場を創出し、企業や社会福祉法人¹¹・NPOなど様々な団体や市民活動と連携した支援のネットワークを構築します。
- ・経済的な環境を原因として貧困が連鎖することがないよう、生活に困窮する世帯の子どもの学習意欲と進学意欲の向上を図ります。
- ・就労準備支援事業や一時生活支援事業、家計相談支援事業等の各事業を実施し、本人の状況に応じた支援を提供します。

【主な取組】

(1) 自立相談支援事業

「生活就労支援センター（ステップ）」を中心に、ハローワーク、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、法テラスなどの支援機関と連携し、生活に困窮する方の経済的自立に向けた就労支援を行い、社会的なつながりを回復・維持することに配慮しながら、個々の状態に応じた包括的で継続的な支援を実施します。

また、身近な場所で相談できるよう、訪問等のアウトリーチや各区役所などにおける出張相談会の充実等などに取り組みます。

(2) 住居確保給付金

離職等により住居を失うおそれが高い方を対象に、一定期間、家賃相当額を住居確保給付金として給付することにより、安定した住居の確保と就労自立を支援します。

また、区役所に設置するあいワークやハローワークなどと連携して、この給付金制度の周知や早期就職に向けた支援を行います。

¹¹【社会福祉法人】社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法が定める一定の要件を満たして設立された法人。

(3) 家計改善支援事業 [新規]

家計のやりくりが上手くいかず生活に困窮する方を対象に、支援員が家計管理に関する相談やアドバイスを行うとともに、必要に応じて法律相談や貸付事業等の活用を促すことで、生活の再生や自立を支援します。

(4) 一時生活支援事業

住居を失って生活に困窮する方を対象に、「ホームレス相談支援センター (JOIN)」が、緊急的に一定期間、衣食住など日常生活の支援（一時生活支援事業）を行うとともに、住居の確保や就職など生活基盤の再建に向けた支援（自立相談支援事業）を一体的に行います。

また、市内の巡回や生活相談会を行い、路上生活者への声掛けなどを通じた働きかけや、ホームレスを排除しない社会づくりを進めていきます。

(5) 就労準備支援事業（就労ボランティア体験事業）・認定就労訓練事業

社会との関わりに不安がある方や、他の人とのコミュニケーションが上手くとれない方などを対象に、社会福祉施設等でのボランティア活動や就労体験等を通じて、就労に向けた基礎能力の形成や、就労や生活意欲の向上を支援します。

また、就労にブランクがあり体力的に通用するか心配な方や、対人関係が苦手な職場での経験を積んで不安を軽くしたい方など、すぐに一般的な就労が難しい方を対象に、本市の認定を受けた民間就労訓練事業所の協力により、生活面や健康面の支援を受けながら働く場を提供します。

(6) 子どもの学習・生活支援事業（札幌まなびのサポート事業）

生活困窮世帯の中学生を対象に、学習支援や居場所の提供等を行い、学習意欲と基礎学力の向上を促し、自ら学ぶ力を養うことで、高校等への進学や将来における安定就労に繋げ、貧困の連鎖を防止します。

基本目標Ⅲ

様々な地域の困りごとにみんなで連携して対応します

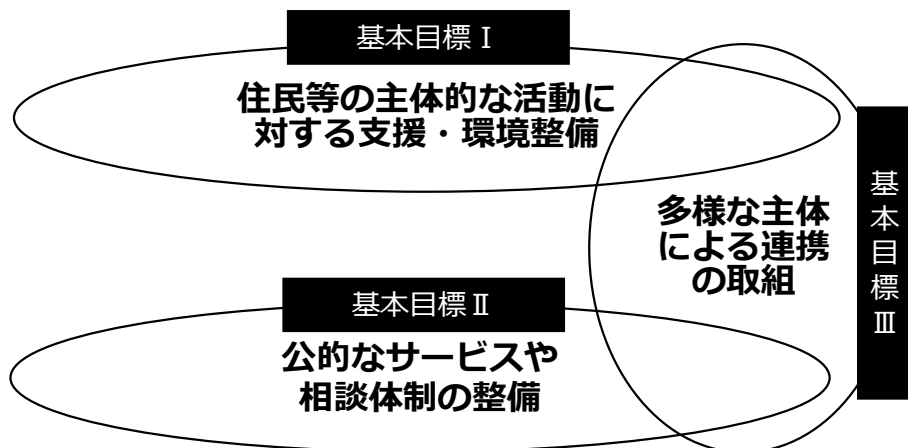
施策7

地域福祉推進のための連携の取組

(参考)

【3つの基本目標の関係について】

基本目標Ⅲについては基本目標Ⅰ、基本目標Ⅱの掲載事業から連携に関係する取組が再掲される。



施策7 地域福祉推進のための連携の取組

【現状と課題】

地域福祉課題は多様化・複雑化しており、単独の専門機関や既存の制度のみでは対応しきれない、複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える世帯が増えていきます。

また、近隣関係の希薄化等により、生活に関する様々な課題を抱えたまま孤立してしまう一人暮らし高齢者や子育て世帯等も増えていきます。

こうした地域福祉課題に対応するため、平成30年（2018年）の社会福祉法の改正により、多機関の連携・協働に基づく包括的支援体制の構築が市町村の努力義務に位置づけられました。

本市ではこれまで、高齢者、障がいのある方、子ども、医療など分野ごとに相談窓口を整備し、関係機関との連携・協働などを進めてきましたが、令和4年（2022年）度からは、制度の狭間の課題や複合的な課題を抱えた世帯に組織横断的に対応するため、モデルとなる区役所に支援調整課を設置しています。

このような関係機関や事業者等の多様な主体の連携・協働や、各地区の福祉まち活動等におけるノウハウや情報の共有をはかることなどにより、課題を抱えた方が支援の手から漏れないようにすることが重要です。

【施策の方向性】

- ・ 地域福祉活動における多様な主体の連携・協働を推進します。
- ・ 複合的な課題や制度の狭間等の課題を抱える世帯に対応するため、専門機関や住民組織の連携による包括的な支援体制の整備を推進します。
- ・ 各地区の福祉まち活動等におけるノウハウや情報の共有を促進します。

【主な取組】

(1) 地域福祉における多様な主体の連携〔人材・広報…事業者などによる見守り事業〕〔レベルアップ…地域連携ネットワークづくりにむけた取組〕

多様化・複雑化する地域福祉課題への対応のため、行政のみならず、地域の住民や、関係機関、事業者などの多様な主体が連携する取組を実施していきます。

「事業者等による見守り事業」では、本市と協定を締結した事業者による高齢者等の見守り活動を推進していきます。また、協定締結事業者を増やすため、事業のPR等の呼びかけを強化していきます。〈再掲：2-(2)〉

「要配慮者二次避難所（福祉避難所）」においては人員や物資の輸送等について協定を締結している大学や関係機関と連携することで、円滑な運営を支援する体制整備を進めます。〈再掲：3-(6)〉

「生活支援体制整備事業」では高齢者の生活支援の基盤整備のために配置された生活支援コーディネーターが、住民主体の活動の推進や、多様な主体との連携による地域の支え合い体制を推進します。〈再掲 4-(1)〉

成年後見制度の分野においては「地域連携ネットワークづくりにむけた取組」を強化し、成年後見制度をはじめとした権利擁護を必要とする人を速やかに制度利用へつなげるために、ケアマネジャーなどの相談援助職、地域包括支援センターや相談支援事業所などの相談支援機関、法律や福祉の専門職、行政などが連携して支援を行えるような体制構築に取り組みます。〈再掲：5-(1)〉

生活困窮の分野では「自立相談支援事業」において、「生活就労支援センター（ステップ）」を中心に、様々な支援機関と連携しながら、就労支援等を実施します。〈再掲：6-(1)〉

また、8050問題やひきこもり、孤独・孤立の問題を抱える世帯への支援体制強化のため、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、ひきこもり地域支援センター、生活就労支援センター（ステップ）等の相談支援機関同士の連携による取組を進め、事例検討や合同出張相談会等を実施していきます。〈再掲 4-(2)〉

さらに、各区においてコミュニティソーシャルワーク機能¹²を担う札幌市社会福祉協議会と連携し、課題を抱える世帯が地域で埋もれることのないように支援していきます。

(2) 複合的な福祉課題等を抱えた市民に対する支援体制の構築【新規】

複合的な福祉課題等を抱えた市民に対する支援体制の構築として、令和4年（2022）年度からモデルとなる区役所に庁内関係部署との調整を担う支援調整課を設置しました。

制度の狭間の課題や複合的な課題を抱えた世帯に対する、子ども、障がい、高齢者などの属性を問わない支援体制の構築に向け、組織横断的に対応する取組や関係機関との連携体制の構築を推進していきます。

〈再掲 4-(2)〉

(3) 地域住民の活動をつなぐ取組

支援を必要とする人に対する見守り活動を行う福祉のまち推進事業などにおいて、先駆的・効果的な取組に関する手引きや事例集等の作成や、フォーラムや連絡会議によるノウハウや情報を共有する機会の提供など、地域同士の連携を支援することで本市全体の地域福祉力の向上を目指します。〈再掲：1-(3)、1-(4)〉

¹² 【コミュニティソーシャルワーク機能】地域において課題を抱える個人やその家族に対して個別に働きかけ適切なサービス・関係機関につなぐ「個別支援」と、住民主体による解決力強化の体制づくりを支える「地域支援」を一体的に行うことにより、地域の福祉力向上を目指す機能。

